

ちゅうぎんカードローン「i - コレカ」規定（当座貸越規定）

借主は、S M B Cコンシューマーファイナンス株式会社の保証による株式会社中国銀行（以下「銀行」という）とのちゅうぎんカードローン「i - コレカ」取引（当座貸越取引、以下「本取引」という）を行うについて、次の各条項を確約します。

第1条(取引口座の開設等)

1. 本取引は、銀行本支店のうち取引店1か店のみで口座を開設するものとします。
2. 銀行は本取引に使用するための「ちゅうぎんローンカード（コレカ）」（以下「カード」という）を発行し、ローン通帳は発行しないものとします。
3. 借主は、本取引の返済用口座として、借主名義の預金口座を指定します。
4. 本取引の契約は、銀行がローン口座を開設したときに成立するものとします。

第2条(取引の方法)

1. 本取引は、カードおよび現金自動支払機（現金自動預入支払機を含む。以下「支払機」という）の使用による当座貸越取引とします。
2. 前項に定めるほか、銀行本支店においては、支払機の使用にかえ、銀行所定の払戻請求書に氏名・金額を記入し、返済用預金口座の印章を押捺し、窓口に提出することにより、本取引をすることもできるものとします。
3. 本取引では、小切手、手形の振出しあるいは引受け、または公共料金等の自動支払いは行ないません。
4. カードおよび支払機の取扱いについては銀行所定の「ちゅうぎんローンカード（i - コレカ）規定」によるものとします。なお、「ちゅうぎんローンカード（i - コレカ）規定」が変更された場合にはその規定に従うことを了承いたします。

第3条(貸越極度額)

1. 本取引により銀行から貸越を受けることができる極度額は「お申込み時の希望極度額」もしくは「ご契約内容のご案内」の記載金額とします。
2. 銀行は取引の利用状況等により適当と認める場合、前項にかかわらず借主に事前に通知することなく、貸越極度額を増額または減額することができます。この場合、変更後の貸越極度額を通知するものとします。
3. 第1項および第2項の極度額を超えて銀行が貸越をした場合にもこの約定が適用されるものとします。

第4条(契約期限等)

1. この取引の期限は、契約日の1年後の応当日が属する月の末日（銀行窓口休業日の場合はその前銀行窓口営業日）とします。
2. 契約期限の前日までに銀行あるいは借主のいずれか一方より別段の意思表示がない場合には、この期限はさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
3. 借主の年齢が満70歳に到達後、はじめて到来する契約期限の翌日より、銀行はこの取引による新たな貸越を中止するものとします。ただし、契約期限自体は、完済となるまで第2項によるものとします。
4. 契約期限の前日までに銀行あるいは借主から期限を延長しない旨の申出がなされた場合は次によることとします。
 - (1) 契約期限の翌日以降、本契約による当座貸越は受けられません。
 - (2) 契約期限までに貸越元利金全額を返済するものとします。
 - (3) 契約期限の終了をもって本契約は当然に終了するものとします。その場合、カードはただちに指定口座のある店舗に返却するものとします。

第5条(貸越利息、損害金)

1. 当座貸越借入金の利息（保証料を含む）は、付利単位を100円とし毎月8日（銀行窓口休業日の場合は翌銀行窓口営業日）に銀行所定の利率により、前日までの毎日の当座貸越金の最終残高について計算し、当座貸越元金に組入れるものとします。また、銀行が現金による利息の支払いを請求した時は、ただちにこれに応じます。
2. 銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は年18%（年365日の日割計算）とするものとします。

第6条(利率の変更および貸越利息の優遇に関する特約)

1. 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は利率および損害金の割合を一般に行なわれる程度のものに変更することができるものとします。この場合の利率の変更については、一定期間銀行の店頭、ウェブサイトその他相当な方法で掲示するものとし、借主あての通知は不要といたします。
2. 銀行が銀行所定の適用基準により一般に適用される貸越利率を借主に對して優遇取扱いされた場合には、銀行はいつでもその優遇取扱いを中止することができるものとします。

第7条(約定返済)

本契約にもとづく毎月の返済（以下「約定返済」という）は、第5条に定める貸越利息の当座貸越元金組入後に当座貸越残高がある場合に返済用預金口座からの自動引落しにより行なうものとし、毎月の返済日は8日（銀行窓口休業日の場合は翌銀行窓口営業日、以下「約定返済日」という）とします。なお、約定返済額は次表のとおり約定返済日の前日の貸越残高に応じて算出します。

前日の貸越残高		約定返済額	
1万円以内	1	全額	2
5.0万円以内		1万円	
10.0万円以内		2万円	

- 1) 貸越残高が0円で貸越利息が組入れとなる場合を含みます。
- 2) 貸越利息組入れ後の貸越残高が1万円を超える場合は1万円となります。

第8条(随時返済)

1. 前条による約定返済のほか随時に任意の金額を返済できるものとします。ただし、証券類による当座貸越口座への返済はできないものとします。
2. 前項の随時返済は、次条の自動引落しによらず直接銀行の店頭において行ないます。
3. 前項に定めるほか、カードを使用し銀行所定のA T M機により行なうこともできるものとします。
4. 入金額が貸越残高相当額を超える場合は、その超える金額について返済指定口座に入金するものとします。

第9条(約定返済の自動支払)

1. 第7条による返済は自動引落しによるものとします。借主は、毎月約定返済日までに、返済用預金口座に約定返済額以上の金額を預入れるものとし、銀行は普通預金通帳（総合口座通帳を含む）および、同払戻請求書なしで引落しのうえ返済に充当します。なお、万一預入れが遅延した場合には、銀行は、借主が指定口座に約定返済額以上の金額を預入れ後いつでも同様の取扱いができるものとします。
2. 指定口座の残高が約定返済額に満たない時は、銀行はその一部の返済に充当する取扱いはせず、その全額について期限に返済がないものとします。この場合、約定返済の延滞額が全額返済されるまで当座貸越を一時中止されても異議はありません。

第10条(諸費用の引落し)

本契約に関し、借主が負担すべき取扱手数料、印紙代等の費用は、銀行所定の日、方法により指定口座から、普通預金通帳（総合口座通帳を含む）および同払戻請求書なしで引落されることに同意します。

第11条(期限の利益喪失)

1. 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、銀行から通知催告等がなくてもこの取引によるいっさいの債務につき当然期限の利益を失うものとし、ただちに当座貸越元利金全額を返済するものとします。
 - (1) 第7条に定める債務の弁済を遅延し、2か月を経過しても弁済額相当額を弁済しなかったとき。
 - (2) 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明となったとき。
 - (3) 破産、民事再生手続開始の申立てがあったとき。
 - (4) 手形交換所(これに準ずる施設を含む)の取引停止処分を受けたとき。
 - (5) 本項第3号および第4号のほか、債務整理に関して裁判所の関与する手続きを申立てたとき、あるいは自ら営業停止を表明したとき等、支払いを停止したと認められる事実が発生したとき。
 - (6) 預金その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (7) 借主が死亡、その他身上の変動を生じたとき。
 - (8) 保証委託先からの保証の中止または解約の申出があったとき。
2. 次の各場合には、銀行の請求によりこの取引によるいっさいの債務につき期限の利益を失うものとしただちに当座貸越元利金全額を返済するものとします。
 - (1) 銀行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
 - (2) 銀行との取引約定の一つにでも違反したとき。
 - (3) 本契約に関し銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - (4) 借主が銀行に対する預金、積金を銀行の承諾なくほかに譲渡もしくは質入したとき。
 - (5) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第11条の2(反社会的勢力の排除)

1. 借主は現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行なわないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

- 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、銀行が取引の継続を不適切と判断する場合には、借主は銀行から請求があり次第、銀行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、ただちに債務を弁済するものとします。
- 借主が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、銀行が取引の継続を不適切と判断する場合には、銀行は借主に通知することにより、この約定による極度額を減額し、あるいは貸越を中止し、またはこの約定を解約することができるものとします。
- 前2項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしないものとします。また、銀行に損害が生じたときは、借主がその責任を負うものとします。

第12条(貸越の中止)

- 第7条に定める返済が遅延している場合または第11条もしくは第11条の2により本取引によるいっさいの債務につき期限の利益を失った場合には本取引による新たな貸越を受けることができないものとします。
- 前項のほか債権の保全その他相当の事由がある場合は、銀行はいつでも新たな貸越を中止することができるものとします。

第13条(解約等)

- 借主はいつでも本契約を解約できるものとします。この場合、借主は銀行所定の書面により銀行へ通知します。
- 第11条および第11条の2各項に定める事由が一つでもあるときは、銀行はいつでも当座貸越を中止し、または本契約を解約することができるものとします。
- 本契約による本取引が終了し、もしくは当座貸越が中止または解約された場合には、ただちに本契約による債務の全額を弁済するとともに使用中のカードを銀行に提出するものとします。

第14条(当行からの相殺)

- この取引による債務を履行しなければならない場合には、銀行はこの取引の債権と預金その他の銀行の負担する債務とを、その債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができるものとします。
- 前項の相殺ができる場合には、銀行は事前の通知および所定の手続きを省略し、相殺後に、書面により通知するものとします。
- 前2項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺計算実行の日までとし、利率、料率は銀行の定めによるものとします。

第15条(借主からの相殺)

- 借主は、弁済期にある預金その他銀行に対する債権とこの取引による債務とをその債務の支払期が未到来であっても相殺することができるものとします。
- 前項により相殺する場合には、相殺を希望する日の10営業日前に書面により通知するものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印してただちに銀行に提出するものとします。
- 第1項により相殺する場合には債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金の利率については、預金規定の定めによるものとします。

第16条(充当の指定)

弁済または第14条による相殺の場合、銀行に対するすべての債務を消滅させるに足りないときは、銀行が適当と認める充当の順序・方法によるものとします。

第17条(同前)

- 第15条により相殺する場合、銀行に対するすべての債務を消滅させるに足りないときは、借主は充当の順序・方法を指定することができるものとします。
- 前項による指定をしなかったときは、銀行が適当と認める充当の順序・方法によるものとします。
- 第1項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無、軽重、処分難易、弁済期の長短などを考慮して、銀行が充当の順序・方法を指定することができるものとします。
- 前2項によって、銀行が充当する場合には、期限未到来の債務については期限が到来したもとして、銀行はその順序・方法を指定することができるものとします。

第18条(担保の提供)

この債務の保証委託先が支払いを停止したとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、その他信用状態に著しい変化があったときなど、債権保全のため必要が生じた場合には、借主は銀行からの請求により、遅滞なくこの債権を保全しうる担保を差し入れまたは保証人をたてるものとします。

第19条(危険負担、免責条項等)

- 銀行に差し入れられた証書等が、事変、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には銀行の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を弁済するものとします。なお、銀行から請求があればただちに代わりの証書等を差し入れるものとします。
- 銀行が、払戻請求書等銀行に提出された書類の印影(または署名、暗証)を、届出の印鑑(または署名、暗証)に、相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引したときは、それらの書類、印章等について偽造、変造、盗用等があっても、これによって生じた損害はその責を負わないものとします。
- 第1項の権利行使もしくは保全に要した費用は借主が負担するものとします。

第20条(届出事項の変更等)

- 氏名、住所、印鑑、電話番号、勤務先、その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、借主はただちに銀行に銀行所定の方法により書面で届け出るものとします。
- 借主が前項の届出を怠る、あるいは銀行からの通知を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、銀行が借主から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を送付した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。
- カードを失った場合のカードの再発行は、銀行所定の手続きをした後に行なわれるものとします。この場合、相当の期間をおき、また銀行が必要とする保証人を付することに同意します。
- 第1項の届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第21条(報告、調査)

- 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、担保の状況ならびに借主および保証人の信用状態についてただちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
- 借主は、担保の状況、または借主もしくは保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に報告するものとします。
- 借主は、銀行が必要とする場合には、借主の戸籍の付票、住民票等を取得することに同意し、あらかじめ取得手続きについて銀行に代理権を付与し委任します。

第22条(成年後見人等の届け出)

- 借主は、借主について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合および任意後見監督人の選任がなされた場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により銀行に届け出るものとします。
- 借主は、借主がすでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前項と同様に届け出るものとします。
- 借主は、本条第1項および第2項の届出事項に取消しまたは変更があった場合にも、同様に届け出るものとします。
- 前3項の届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第23条(債権回収会社への委託)

銀行は、借主に対して有する債権の管理・回収業務を「債権管理回収業に関する特別措置法」にもとづき、法務大臣より営業許可を受けた債権回収会社に委託することができるものとします。

第24条(合意管轄)

この取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするに合意します。

第25条(規定の変更)

- 銀行は、本規定に別途定める場合を除き、変更内容および変更日を銀行ウェブサイトへの表示その他相当の方法で公表することにより、本取引に適用される各条項または本取引にかかる諸条件(ちゅうぎんローンカード(i-コレカ)規定等の本規定の関連規定を含む)を変更できるものとします。
- 前項の変更日以降に本取引を行なった借主は、かかる変更同意したもとして取り扱います。
- 借主から銀行に対して第1項の変更に同意しない旨の書面による申出があった場合、本契約はかかる申出時点で将来に向かって当然に解除されます。ただし、本契約の解除後も、借主は、当該申出時点における返済条件により引続き本債務の返済を行なうものとし、本債務の履行を完了するまでは、かかる債務の履行に関する限り、本契約の関連条項は有効に存続します。

以上

ちゅうぎんローンカード（i-コレカ）規定

第1条（カードの発行）

ちゅうぎんローンカード（コレカ）（以下「カード」といいます。）は、「ちゅうぎんカードローン『i-コレカ』規定」（以下「ローン規定」といいます。）に基づき、当行が発行するものとします。

第2条（カードの利用）

カードは次の場合に利用することができます。

1. 当行および当行がオンライン現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の支払機を使用して、ちゅうぎんカードローンi-コレカ口座（当座貸越専用口座。以下「貸越口座」といいます。）から当座貸越借入金の払出しをする場合。
2. 当行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して、貸越口座に入金し当座貸越借入金の返済を行う場合。

第3条（支払機による払出し）

1. 支払機を使用して当座貸越借入金の払出しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、カードローンメイン（コレカ）通帳（通帳を発行済みのお客さまに限る）（以下「通帳」といいます。）およびカードローン貸越払戻請求書（以下「払戻請求書」といいます。）の提出は必要ありません。
2. 支払機による当座貸越借入金の払出しは、支払機の機種により当行または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払出しは、当行または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払出しは当行所定の金額の範囲内とします。
3. 支払機を使用して当座貸越借入金の払出しをする場合に、払出金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払出すことのできる金額をこえるときは、その払出しはできません。

第4条（預金機による当座貸越借入金の返済）

1. 預金機を使用して貸越口座に入金する場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
2. 預金機による入金は、預金機の機種により当行所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当行所定の枚数による金額の範囲内とします。
3. 預金機での、カードによる入金については、入金額は預金機の画面でご確認いただき、受領書の発行はいたしません。

第5条（自動機利用手数料）

1. 支払機または預金機を使用して当座貸越借入金の払出し、または貸越口座への入金をする場合には、当行および提携先所定の支払機、預金機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
2. 自動機利用手数料は、当座貸越借入金の払出し、または貸越口座への入金時に、通帳および払戻請求書なしで、その払出し、または入金をした貸越口座から自動的に引落とします。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

第6条（支払機・預金機故障時等の取扱い）

1. 停電、故障等により当行の支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより当座貸越借入金の払出しをすることができます。なお、提携先の窓口では、このお取扱いはしません。
2. 前項による払出しをする場合には、当行所定の払戻請求書に口座番号、氏名（署名）および金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。また、当行所定の端末機にカードをセットして届出の暗証を入力していただきます。この場合、本人確認資料の提示を求める場合があります。
3. 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口でカードにより貸越口座に入金をすることができます。

第7条（カードによる払出し・入金金額等の通帳記入）

カードにより払出した金額、入金した金額または自動機利用手数料金額は、当行所定の基準にて年2回郵送その他相当な方法で通知します。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、払出し、または入金した金額と自動機利用手数料金額は、当行所定の方法にて表示します。

第8条（カード・暗証の管理等）

1. 当行は、支払機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ当座貸越借入金の払出しを行います。当行の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いします。
2. カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる当座貸越借入金の払出し停止の措置を講じます。
3. カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当店に提出してください。

第9条（偽造カード等による払出し等）

偽造または変造カードによる払出しについては、本人の故意による場合または当該払出しについて当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当行所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当行の調査に協力するものとします。

第10条（盗難カードによる払出し等）

1. カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払出しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払出しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - (1) カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - (2) 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - (3) 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
2. 前項の請求がなされた場合、当該払出しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払出しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該払出しが行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
3. 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行なわれた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な当座貸越借入金払出しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
4. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。
 - (1) 当該払出しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A 本人に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
 - C 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行なった場合
 - (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗りまたはこれに附随してカードが盗難にあった場合

第11条（カードの紛失・届出事項の変更等）

カードを紛失した場合または氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当店に届出てください。なお、銀行への届出を怠ったことにより生じた損害について、銀行は責任を負わないものとします。

第12条（カードの再発行等）

1. カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
2. カードを再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

第13条（支払機・預金機への誤入力等）

支払機・預金機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

第14条（カード期限）

1. カードが有効に使用できる期限は、ローン契約書に定める契約期限とします。
2. ローン契約書に定める当行との取引が終了した場合には、使用中のカードは、カードの期限のいかにかわらず無効とします。

第15条（解約、カードの利用停止等）

1. この取引またはローン契約書に定める当行との取引の解約または終了に際しては、カードを当行に直ちに返却してください。
2. カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当行からの請求があり次第、直ちにカードを当行に返却してください。
3. 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当行の窓口において当行所定の本人確認書類の提示を受け、当行が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

(1) 第16条に定める規定に違反した場合

(2) カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合

第16条（譲渡、質入れ等の禁止）

カードの所有権は銀行に帰属し、譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

第17条（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、ローン契約書により取扱います。

以上

ちゅうぎんＩＣローンカード特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1)この特約はＩＣローンカード(従来のローンカードの機能に加え、全国銀行協会標準使用のＩＣローンカードとしての機能その他当行所定の取引にかかる機能(以下、かかる機能を総称して「ＩＣチップ提供機能」といいます。))の利用を可能とするカードのことをいいます。)をご利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2)この特約は、ちゅうぎんローンカード規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関してはちゅうぎんローンカード(i-コレカ)規定が適用するものとします。
- (3)この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはちゅうぎんローンカード(i-コレカ)規定の定義に従います。なお、ＩＣチップ内に累積・格納された情報等は、同規定の「電磁的記録」にあたるものとします。

2. (ＩＣチップ提供機能の利用範囲)

ＩＣチップ提供機能は、この機能の利用が可能な支払機および預金機を利用する場合に、提供されます。

3. (ＩＣローンカードの利用)

ちゅうぎんローンカード規定第2条に定める提携先のうち、一部の提携先において、提携先の都合によりＩＣチップ提供機能の利用ができない支払機および預金機を設置している場合があります。この場合、当該支払機および預金機では、ＩＣチップの提供機能を利用しない取引を行います。

4. (1日あたりの払出金額)

当行は、当行および提携先の支払機を利用した当座貸越借入金の払出しにおける1日あたりの限度額について、ＩＣチップ提供機能を利用した払出しである場合と、ＩＣチップ提供機能を利用しない払出しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

5. (有効期限)

ローン契約書の定めにより、カードローン契約期限が更新されなかった場合および期限の利益を喪失した場合には、ＩＣローンカードの使用ができなくなります。この場合、当該カードは契約者本人の責任において破棄するものとします。

6. (支払機および預金機の故障時の取扱い)

支払機および預金機の故障時には、ＩＣチップ提供機能のご利用はできません。

7. (ＩＣチップ読取不能時の取扱い等)

- (1)ＩＣチップの故障等によって、支払機および預金機においてＩＣチップを読み取ることができなくなった場合には、ＩＣチップ提供機能のご利用はできません。この場合、当行所定の手続きに従って、すみやかに当行にローンカードの再発行を申し出てください。
- (2)ＩＣチップの故障等によって、支払機および預金機においてＩＣチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。
- (3)当行の都合により、当行所定の方法でＩＣローンカードの再発行・再交付を行う場合があります。

以 上